

アジア大洋州医師会連合（CMAAO）タイ総会出席について

1. 期 日：平成 28 年 9 月 14 日（水）～16 日（金）
2. 場 所：カンチャナブリ、タイ
3. 出 席：横倉会長（CMAAO 理事）、松原副会長、道永常任理事（CMAAO 事務総長）、
村田弁護士（CMAAO 法律顧問）、（随行）能登国際課長、小林課員
4. 次 第：9 月 14 日（水）臨時理事会
開会式典、新会長就任式
理事会
カントリーレポート
15 日（木）武見記念講演「健康の社会的決定要因」
シンポジウム
「Health Care in Danger：危機にさらされる医療」
総会
16 日（金）タイ医師会主催ツアー「クワイ川鉄道、歴史を巡る旅」
5. 参 加：加盟 14 カ国医師会、約 60 名（欠席 4 医師会）
日本、オーストラリア、バングラディッシュ、香港、インド、インドネシア、
韓国、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、
台湾、タイ
（欠席）カンボジア、マカオ、ニュージーランド、スリランカ
6. 内容

14 日（水）、開会式典に先立ち臨時理事会が開催され、道永常任理事の CMAAO 新事務総長への就任が承認された。開会式典は道永新事務総長による出席点呼で開始され、サナトラナ・ワイカクル タイ医師会長の歓迎挨拶、ライ・ムラ CMAAO 会長（ミャンマー医師会長）の開会挨拶、サー・マイケル・マーモット世界医師会（WMA）会長、オトマー・クロイバー WMA 事務総長からそれぞれ祝辞が述べられた。第 34 代 CMAAO 会長（2016-2017 年）には、プラサート・サルンヴィヴァッド タイ医師会前会長が就任した。理事会では道永常任理事が事務総長報告を行い、カントリーレポートでは、松原副会長が、熊本地震へのお見舞いと義援金のお礼、横倉会長の日本医師会長 3 選と基本方針を始めとする国民医療を守る日医の活動、健康寿命の延伸、かかりつけ医を中心とした地域包括ケアシステムの構築・推進について報告した。

15日(木)、冒頭、武見太郎記念講演が行われ、「Social Determinants of Health : 健康の社会的決定要因」をテーマに、マーモット WMA 会長が講演、横倉会長からコメント及び記念の盾が贈られた。引き続き、「Health Care in Danger : 危機にさらされる医療」をテーマにシンポジウムが行われ、道永常任理事から、大震災を想定した災害対策基本法をもとに、日本が外部の勢力から武力攻撃を受けたときの対応を定め、2004年制定された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)、日医の災害医療への取り組みについて報告したほか、“One Health “の取り組みも人獣共通感染症の脅威から見て、ひとつの“Health Care in Danger”であることに言及し、本年11月10日、11日に北九州市で開催される「第2回世界獣医師会—世界医師会 “One Health” に関する国際会議」への CMAAO からの参加を呼び掛けた。

総会テーマである「Health Care in Danger : 危機にさらされる医療に関する決議案」の議事では、タイ医師会から提出された宣言案を元に様々な観点から議論が重ねられたが、クローバーWMA 事務総長の提案を受け、2014年10月のWMA ダーバン総会で採択されたWMA 文書「武力衝突時およびその他暴力的状況における医療の倫理原則」をWMA の地域医師会議である CMAAO として改めて賛同し、紛争下にあるすべての政府および当事者に対してこの原則の遵守を求める「危機にさらされる医療に関するカンチャナブリ声明」を採択した。

総会議事では、2017年の第32回 CMAAO 東京総会について、横倉会長が、ヒルトン東京お台場を会場に、9月13日(水)～15日(金)を会期とし、“Building of Community Healthcare System; Moving forward to Universal Health Coverage (UHC)” 「地域医療システムの構築 ; 国民皆保険の実現に向けて」をテーマとして開催することを提案し、承認された。東京総会開催に伴い、横倉会長は CMAAO 次期会長に就任することになった。また、2018年の第33回総会はマレーシア、2019年第34回総会はインドでの開催がそれぞれ承認された。



第 31 回 CMAAO 総会・第 52 回理事会

2016 年 9 月 14-16 日

デーヴァマントラリゾート、カンチャナブリ、タイ

主催：タイ医師会



1 日目： 9 月 14 日 (水)

08:00	登録	
08:00-09:00	委員会（必要に応じて）	
09:00-09:10	臨時理事会	ドン・チュン・シン議長
09:10-10:00	開会式および CMAAO 新会長の就任	進行：道永麻里事務総長
1. 就任式		
1.1 開会		シン議長
1.2 点呼		道永麻里事務総長
1.3 タイ医師会長による歓迎あいさつ		サラナトラ・ワイカクル会長
1.4 CMAAO 会長による開会あいさつ		ライ・ムラ会長（ミャンマー）
1.5 世界医師会（WMA）会長祝辞		サー・マイケル・マーモット
1.6 WMA 事務総長の祝辞		オトマー・クロイバー
2. CMAAO 会長報告		ライ・ムラ会長
3. 第 34 代 CMAAO 会長 2016-2017 就任		プラサート・サルンヴィヴァッド
4. 新会長による就任演説		プラサート・サルンヴィヴァッド
5. 前会長に対する謝辞と記念品授与	サルンヴィヴァッド新会長からライ・ムラ前会長へ	
6. 集合写真		
10:30-12:30	理事会	進行：ドン・チュン・シン議長
1. 点呼		道永麻里事務総長
2. 開会あいさつ		ドン・チュン・シン 議長
3. 事務総長報告		道永麻里事務総長
4. 第 30 回 CMAAO 総会・第 51 回理事会の議事録承認		アルヴィン・チャン財務担当
5. 財務担当報告		
6. 第 32 回 CMAAO 総会・第 53 回理事会の場所と日程（2017 年）		
7. 第 33 回 CMAAO 総会・第 54 回理事会の場所と日程（2018 年）		
8. 加盟申請		
9. 委員会報告		
10. その他議事		
11. 理事会閉会		
13:30-17:00	カントリーレポート	
	各国医師会によるプレゼンテーション（各 10 分）	



Kanchanaburi statement on Health care in Danger

The WMA has stated principles of responsibilities of medical and other health care professionals in situations of armed conflict and the protection of health care personnel and facilities. The CMAAO calls on all government and other actors in conflict to respect these principles. To do so is in accord with the highest moral principles and humanitarian concerns.

Please refer to the attached document entitled “Ethical Principles of health care in times of armed conflict and other emergencies”

危機にさらされる医療に関するカンチャナブリ声明

2016年9月15日第31回CMAAOタイ総会にて採択

世界医師会（WMA）は、武力衝突時における医師およびその他医療専門家の責任と医療従事者および医療施設の保護に関する原則を述べている。CMAAOは、紛争下にあるすべての政府およびその他当事者に対してこの原則を遵守するよう要請する。このことは、最高度の道徳原則と人道主義的課題に沿うものである。

添付の文書「武力衝突時およびその他暴力的状況における医療の倫理原則」を参照すること。

武力衝突時およびその他暴力的状況における医療の倫理原則

世界医師会（WMA）、国際軍事医学委員会（ICMM）、国際看護師協会（ICN）、および国際薬剤師・薬学連合（FIP）は、赤十字国際委員会（ICRC）より、「Health Care in Danger（HCiD；危機にさらされる医療）」プロジェクトの枠内で武力衝突時およびその他緊急事態に適用可能な医療の倫理原則の共通要素に合意することを目的に、意見を求められた。以下の文書はこれらの協議の結果であり、これら団体が採択した既存の方針文書を侵害するものではない。

民間および軍の医療団体は、武力衝突時やその他緊急事態において、人員およびその他の医療資産の安全を改善し、偏りのない効率的な医療を提供するという共通の目的を共有している。

人間性の原則によれば、人が苦痛にあれば公平無私にそれを防止し緩和しなくてはならず、医療は差別なく提供されねばならず、

国際人道法の基準、特に「ジュネーブ条約（1949年）」とその追加議定書（1977年）、そして国際人権法、特に「世界人権宣言（1948年）」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966）」を念頭に、

複数の医療専門団体によって採択された、「武力衝突時およびその他暴力的状況における WMA 規則」を始めとする職業倫理の原則を考慮して、

医療における以下の倫理原則を是認する。

一般原則

1. 医療の倫理原則は、武力衝突時やその他の緊急事態にあっても変わらず、平時における医療の倫理原則と同じである。
2. 医療従事者は、関連する国際・国内法、保健医療の倫理原則、および自らの良心に、常に従って行動しなければならない。提供可能な最善の医療を提供するあたり、医療従事者は資源を公平に利用するよう考慮せねばならない。
3. 医療従事者の第一の職務は、人の身体的・精神的健康を保持し苦しみを緩和することである。平時にあってもまたは武力衝突時やその他緊急事態にあっても、如何なる種類の差別もなく、本人の尊厳を尊重しつつ、必要な医療を人間性ととともに提供しなければならない。

4. 武力衝突時およびその他緊急事態に医療従事者に与えられる特権および施設は、医療上の必要性以外の目的に利用されてはならない。
5. 医療従事者は、どのような主張を提唱しようとも、武力衝突時またはその他緊急事態を始めとするすべての状況下で、拷問およびその他の形態の残虐で非人道的または品位を損なう扱いの行為は一切決して受け入れない。医療従事者はそうした行為の場には決して同席してはならず、そうした行為に決して参加してはならない。

患者との関係

6. 医療従事者は、患者の最善の利益のために行動し、可能な限り明白な同意を得て行動する。もしも職務を遂行するにあたって相反する忠誠心がある場合には、倫理原則の点では、医療従事者の第一の義務は患者にある。
7. 武力衝突時やその他緊急事態では、医療従事者は、迅速な配慮と必要な手当てを能力の限りを尽くして提供することが必要とされる。臨床上の必要性や利用可能な資源に基づく決定に関する場合を除き、患者を区別しない。
8. 医療従事者が機密情報を開示することが倫理的に許されるのは、患者の同意がある場合、または患者あるいは他者に実際に差し迫った脅威が存在する場合にのみである。
9. 医療従事者は、負傷者・病人・故人のプライバシーの尊厳を保証するよう最善を尽くさなければならない。それには、民間人であろうと軍人であろうと宣伝または政治的目的で負傷者や病人に対して医療を用いることを避けることも含まれる。

医療従事者の保護

10. 医療従事者はもちろん、医療施設や医療輸送も、軍用であろうと民間用であろうと、すべての人間によって尊重されねばならない。それらは、職務遂行中は保護下にあり、可能な限り安全な職場環境が提供されねばならない。
11. 医療従事者が患者や医療施設・設備に安全にアクセスすることが不当に妨げられてはならず、また、患者が医療施設や医療従事者にアクセスすることも不当に妨げられてはならない。
12. 職務履行にあたって、医療従事者は、適用可能な国際法のもとで保護下にあることの視覚的明示として、法的権利を有する場合には「赤十字」、「赤新月」、または「赤水晶」といった国際的に認知されているシンボルを用いて身元を明らかにする。
13. 医療従事者が法的・倫理規範を遵守した職務遂行のために処罰されることは、決してあってはならない。

終わりに

14. これらの医療の倫理原則を是認することで、調印団体は、傘下の加盟団体間での適切な普及活動を始め、その実施と促進へ向けて取り組むことを約束する。